自主点検表（認知症対応型共同生活介護）

※　　は令和６年度介護報酬改定において改正のあった部分

	点　検　内　容	点検結果	確認資料等
第１節　基本方針	**基本方針**　（基準89条） ○　認知症である利用者が，共同生活住居において，家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより，利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。 ○　利用者の認知症の原因となる疾患は，急性の状態でないか。	はい・いいえ はい・いいえ	認知症の症状がある旨記載された診断書等 利用者 □人中 □人分有
第２節　人員に関する基準	**従業者の員数**　（基準90条） **従業者** ○　ユニットごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯にサービス提供に当たる介護従業者は、常勤換算方法で、利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上となっているか。 〔算出方法〕 ■夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に配置が必要な介護従業者数 □人÷３＝□.□人　⇒　□人（小数点以下繰上げ） 前年度の利用者数の平均 ■夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に配置されている介護従業者数 （□時間－□時間）÷４週間÷□時間＝□.□人 4週の総勤務時間数　うち夜間・深夜の時間帯の勤務時間数　常勤職員の1週の勤務時間 ○　ユニットごとに，夜間及び深夜の時間帯を通じて，夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）に従事する介護従業者は１以上となっているか。 ※　ただし、ユニット数が３である場合において、次の要件を満たしている場合は、夜間及び深夜の時間帯の従業者の員数を、２以上とすることができる。 ①　ユニットがすべて同一の階において隣接していること。 ②　従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造であること。 ③安全対策が講じられており、利用者の安全性が確保されていること ○　介護従業者のうち１以上の者は，常勤となっているか。 ○　夜間及び深夜の時間帯は，利用者の生活サイクルに応じて，１日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定しているか ○　人員配置基準の基礎となる利用者の数は，前年度の平均値となっているか。 **計画作成担当者** ○　事業所ごとに，保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としているか。 （※利用者の処遇に支障がない場合は，他の職務に従事することができる。） ○　計画作成担当者は，別に厚生労働大臣が定める研修（認知症介護実践者研修又は基礎課程）を修了しているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	夜間及び深夜の時間帯 ： ～ ： 計画作成担当者 □人中 研修修了証 □人分有 介護支援専門員登録証 □人分有

	点　検　内　容	点検結果	確認資料等
第２節 人員に関する基準	○　計画作成担当者のうち少なくとも１人は介護支援専門員をもって充てているか。	はい・いいえ	
	○　介護支援専門員は，介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督しているか。	はい・いいえ	
	管理者　（基準91条）		
	○　共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。	はい・いいえ	兼務の有無 有・無
	（※ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一の事業者によって設置された他の事業所等の職務に従事することができる。ただし、その場合でも、当該認知症対応型共同生活介護事業所の利用者へのサービス提供場面で生じる事象を適時かつ適正に把握し、対処しなければならない。）		
	○　管理者は，適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有し，特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター，介護老人保健施設，指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として，３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であるか。	はい・いいえ	研修修了証 有・無
	○　管理者は，別に厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業管理者研修）を修了しているか。	はい・いいえ	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者　（基準92条）		
	○　代表者は，特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター，介護老人保健施設，指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として，認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であるか。	はい・いいえ	研修修了者 氏名 ＿＿＿＿
	（※法人の規模によって，理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。）		
	○　代表者は，別に厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修）を修了しているか。	はい・いいえ	研修修了証 有・無
第３節 設備に関する基準	**設備及び備品等**　（基準93条）		
	○　共同生活住居の数は，１以上３以下となっているか。	はい・いいえ	
	○　共同生活住居の入居定員は，５人以上９人以下としているか。	はい・いいえ	
	○　共同生活住居は，居室，居間，食堂，台所，浴室，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。	はい・いいえ	
	（※居間，食堂及び台所については，それぞれ共同生活住居ごとの専用の設備でなければならない。また，併設の事業所において行われる他のサービスの利用者がこれらの設備を共用することも原則として不可とする。）		
	○　１の居室の定員は，１人となっているか。	はい・いいえ	
	（※利用者の処遇上必要と認められる場合は，２人とすることができる。）		
	○　１の居室の床面積は，7.43平方メートル以上となっているか。	はい・いいえ	
	○　居室は，廊下，居間等につながる出入口があり，他の居室と明確に区分されているか。	はい・いいえ	
	○　事業所は，住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるか。	はい・いいえ	

	点　検　内　容	点検結果	確認資料等
第4節 運営に関する基準	**内容及び手続の説明及び同意**　（基準３条の７準用） ○　サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書又はデータを交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 ○　前項の同意については、書面等によって確認しているか。	はい・いいえ はい・いいえ	登録者 □人中 重要事項説明書 □人分有
	提供拒否の禁止　（基準3条の8準用） ○　正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはないか。	はい・いいえ	
	受給資格等の確認　（基準3条の10準用） ○　サービスの提供を求められた場合は，その者の提示する被保険者証によって，被保険者資格，要介護（要支援）認定の有無及び要介護（要支援）認定の有効期間を確かめているか。 ○　被保険者証に，認定審査会意見が記載されているときは，当該認定審査会意見に配慮して，サービスを提供するように努めているか。	はい・いいえ はい・いいえ	
	要介護認定の申請に係る援助　（基準3条の11準用） ○　サービスの提供の開始に際し，要介護（要支援）認定を受けていない利用申込者については，要介護（要支援）認定の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。 ○　申請が行われていない場合は，当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ○　要介護（要支援）認定の更新の申請が，遅くとも当該利用者が受けている要介護（要支援）認定の有効期間が終了する日の30日前までになされるよう，必要な援助を行っているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	
	入退居　（基準94条） ○　認定者（要支援１を除く）であって認知症であるもののうち，少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供しているか。 ○　入居申込者の入居に際しては，主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症であることの確認をしているか。 ○　入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は，適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者，介護保険施設，病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。 ○　入居申込者の入居に際しては，その者の心身の状況，生活歴，病歴等の把握に努めているか。 ○　利用者の退居の際には，利用者及びその家族の希望を踏まえた上で，退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し，退居に必要な援助を行っているか。 ○　利用者の退居に際しては，利用者又はその家族に対し，適切な指導を行うとともに，指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	
	サービス提供の記録　（基準95条） ○　入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を，退居に際しては退居の年月日を，利用者の被保険者証に記載しているか。 ○　提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。	はい・いいえ はい・いいえ	

	点　検　内　容	点検結果	確認資料等
第4節 運営に関する基準	**利用料等の受領**　（基準96条） ○　法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には，その利用者から利用料の一部として，サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	はい・いいえ	
	○　法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と，サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に，不合理な差額が生じていないか。	はい・いいえ	左記〔〕内の費用の支払いを受けている利用者
	○　下記に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，利用者の同意を得ているか。 （※食材料費・理美容代・おむつ代・その他の日常生活費）	はい・いいえ	□人中
	○　利用者から，保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けていないか。	はい・いいえ	同意書 □人分有
	保険給付の請求のための証明書の交付　（基準3条の20準用） ○　法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は，提供したサービスの内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	はい・いいえ	法定代理受領サービス以外の利用者 有・無
	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針　（基準97条） ○　利用者の認知症の症状の進行を緩和し，安心して日常生活を送ることができるよう，利用者の心身の状況を踏まえ，妥当適切に行っているか。	はい・いいえ	
	○　利用者１人１人の人格を尊重し，利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮しているか。	はい・いいえ	
	○　認知症対応型共同生活介護計画に基づき，漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	はい・いいえ	
	○　介護従業者は，サービスの提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等（目標及び内容や行事及び日課等も含む。）について，理解しやすいように説明を行っているか。	はい・いいえ	過去１年間に身体拘束を行った件数 □件中
	○　当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはいないか。	はい・いいえ	身体拘束の記録
	○　身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	はい・いいえ	□件分有
	○　自らその提供するサービスの質の評価を行っているか。	はい・いいえ	身体拘束廃止への取組 有・無
	○　定期的（原則として前評価日より１年以内）に外部の者による評価または運営推進会議における評価を受けて，その結果を下記の方法等により公表しているか。 ①利用申込者及びその家族に対して，重要事項説明書に添付のうえ説明する。 ②事業所内の見やすい場所に掲示する，自ら設置するホームページ上に公開する ③利用者及び利用者の家族に対して手交又は送付する。 ④運営推進会議において説明する。	はい・いいえ	外部評価 前回　年　月 前々回　年　月 評価結果の公表方法： ＿＿＿＿
	認知症対応型共同生活介護計画の作成　（基準98条） ○　管理者は，計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させているか。	はい・いいえ	

	点　検　内　容	点検結果	確認資料等
第4節 運営に関する基準	○　介護計画の作成に当たっては，通所介護等の活用，地域における活動への参加の機会の提供等により，利用者の多様な活動（地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション，行事，園芸，農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等）の確保に努めているか。	はい・いいえ	利用者 □人中
	○　計画作成担当者は，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえて，他の介護従業者と協議の上，援助の目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。	はい・いいえ	介護計画 □人分有 介護計画 □人分中
	○　計画作成担当者は，認知症対応型共同生活介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得ているか。	はい・いいえ	同意の署名等 □人分有
	○　計画作成担当者は，認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には，当該介護計画を利用者に交付しているか。	はい・いいえ	
	○　計画作成担当者は，認知症対応型共同生活介護計画の作成後，実施状況の把握を行い，必要に応じて介護計画の変更を行っているか。	はい・いいえ	介護計画の見直し頻度 概ね□箇月ごと
	介護等　（基準99条） ○　認知症の状態にある利用者の心身の状況に応じ，自主性を保ち，意欲的に日々の生活を送ることが出来るようにすることを念頭に，精神的な安定，行動障害の減少及び認知症の進行緩和が図られるように介護サービスを提供し，必要な支援を行っているか。	はい・いいえ	
	○　利用者の負担により，当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	はい・いいえ	
	○　食事や清掃，洗濯，買物，園芸，農作業，レクリエーション，行事等は，原則として利用者と介護従業者が共同で行うようにしているか。	はい・いいえ	
	社会生活上の便宜の提供等　（基準100条） ○　利用者が充実した日常生活を送り，利用者の精神的な安定，行動障害の減少及び認知症の症状の進行を緩和するよう，利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めているか。	はい・いいえ	
	○　利用者が日常生活を営む上で必要な郵便，証明書等の交付申請等，行政機関に対する手続等について，利用者又はその家族が行うことが困難である場合は，原則としてその都度，その者の同意を得た上で代行しているか。	はい・いいえ	
	○　会報の送付，当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって常に利用者の家族との連携を図るとともに，利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	はい・いいえ	
	利用者に関する市町村への通知　（基準3条の26準用） ○　利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ①　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより，要介護（要支援）状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け，又は受けようとしたとき。	はい・いいえ	左記①又は②に該当する利用者 有・無
	緊急時等の対応　（基準80条準用） ○　介護従業者は，現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	はい・いいえ	マニュアル 有・無

	点　検　内　容	点検結果	確認資料等
第4節 運営に関する基準	**管理者等の責務**　（基準28条準用） ○　管理者は，事業所の従業者の管理，及び利用の申込みに係る調整，業務の実施状況の把握その他の管理を，一元的に行っているか。 ○　管理者は，事業所の従業者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	はい・いいえ はい・いいえ	
	管理者による管理　（基準101条） ○　管理者は，介護保険施設，指定居宅サービス，指定地域密着型サービス，指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所，病院，診療所又は社会福祉施設を管理する者となっていないか。 ※ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は，この限りでない。	はい・いいえ	
	運営規程　（基準102条） ○　共同生活住居ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ①　事業の目的及び運営の方針 ②　従業者の職種，員数及び職務の内容 ③　利用定員 ④　指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤　入居に当たっての留意事項 ⑥　非常災害対策 ⑦　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧　その他運営に関する重要事項（※緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続等）	はい・いいえ	直近改正 年　月 実際の運用との整合性 適・否 重要事項説明書との整合性 適・否
	勤務体制の確保等　（基準103条） ○　共同生活住居ごとに，介護従業者の日々の勤務体制，常勤・非常勤の別，管理者との兼務関係，夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にした，勤務の体制を定めているか。 ○　利用者の精神の安定を図る観点から，担当の介護従業者を固定する等の継続性を重視したサービス提供に配慮しているか。 ○　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。その際、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 ○　職場において行われるセクハラやパワハラにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	各月の勤務表 有・無 ユニット単位での配置 適・否 研修記録 有・無
	定員の遵守　（基準104条） ○　入居定員及び居室の定員を超えて入居させていないか。 （※災害その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。）	はい・いいえ	業務日誌等の利用者数 適・否
	業務継続計画の策定等　（基準3条の30の2準用） ○　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。 ○　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 ○　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	マニュアル 有・無 実施日 年　月

	点　検　内　容	点検結果	確認資料等
第4節 運営に関する基準	**非常災害対策**（基準82条の2準用）		
	○　非常災害に際して必要な具体的計画を策定しているか。	はい・いいえ	消防計画　有・無 風水害に関する計画　有・無 地震に関する計画　有・無 避難・救出訓練の実施回数 □回 防火管理者 氏名＿＿＿＿＿＿ 講習修了証有・無
	○　火災等の災害時に，地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底しているか。	はい・いいえ	
	○　日頃から消防団や地域住民との連携を図り，火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをしているか。	はい・いいえ	
	○　定期的に避難，救出その他必要な訓練を行っているか。	はい・いいえ	
	○　防火管理者を置いているか。	はい・いいえ	
	衛生管理等　（基準33条準用）		
	○　利用者の使用する施設，食器その他の設備又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じているか。	はい・いいえ	マニュアル 有・無
	○　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じているか。 ①　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ②　感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	はい・いいえ	
	協力医療機関等　（基準105条）		
	○　あらかじめ，協力医療機関を定めているか。 ※医療機関を定めるに当たって、次の要件を満たすよう努めているか。 ①入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ②当該施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。	はい・いいえ	
	○　１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、指定を行った市長村長に届出しているか。	はい・いいえ	
	○　第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めているか。	はい・いいえ	
	○　協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。	はい・いいえ	
	○　入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該施設に速やかに入所させることができるように努めているか。	はい・いいえ	
	○　協力歯科医療機関を定めるよう努めているか。	はい・いいえ	
	○　サービスの提供体制の確保，夜間における緊急時の対応等のため，介護老人福祉施設，介護老人保健施設，病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。	はい・いいえ	
	掲示　（基準3条の32準用）		
	○　事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ※　事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できる形式も可能。	はい・いいえ	掲示 有・無
	○　重要事項をウェブサイトに掲載しているか。	はい・いいえ	掲載

	点　検　内　容	点検結果	確認資料等
第4節 運営に関する基準	※ウェブサイトに掲載を行わない場合も、事業所に重要事項の掲示を行うこと。 令和７年３月３１日までの間は経過措置		有・無
	秘密保持等　（基準3条の33準用） ○　事業所の従業者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。 ○　事業所の従業者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じているか。 ○　サービス担当者会議等において，利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を，利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を，あらかじめ文書により得ているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	従業者 □人中 誓約書 □人分有 利用者 □人中 同意書 □人分有
	広告　（基準3条の34準用） ○　事業所についての広告は，その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	はい・いいえ	パンフレット等 適・否
	指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止　（基準106条） ○　居宅介護支援（介護予防支援）事業者又はその従業者に対し，被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか。 ○　居宅介護支援（介護予防支援）事業者又はその従業者から，当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を収受していないか。	はい・いいえ はい・いいえ	
	苦情処理　（基準3条の36準用） ○　提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 ○　苦情を受け付けた場合，当該苦情の内容等を記録しているか。 ○　提供したサービスに関し，市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ，利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ○　市町村からの求めがあった場合には，改善の内容を市町村に報告しているか。 ○　提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに，国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ○　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には，改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	マニュアル 有・無 苦情受付窓口 有・無 苦情記録 有・無
	調査への協力等（基準84条準用） ○　市町村が定期的又は随時行う調査に協力しているか。 ○　市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ○　事業者は，運営規程の概要や勤務体制，管理者及び計画作成担当者等の資格や研修の履修状況，利用者が負担する料金等の情報について自ら一般に公表しているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	
	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（基準86条の2準用） ○　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討する	はい・いいえ	

	点　検　内　容	点検結果	確認資料等
第4節 運営に関する基準	ための委員会を定期的に開催しているか。 ※　目的が達成される場合は他の会議と一体的に開催することも可。 令和9年3月31までは経過措置。		
	地域との連携等　（基準34条準用） ○　利用者，利用者の家族，地域住民の代表者（町内会役員・民生委員・老人クラブの代表等），市町村の職員又は地域包括支援センター職員，有識者等により構成される運営推進会議を設置し，おおむね２月に１回以上，運営推進会議に対し活動状況を報告し，運営推進会議による評価を受けるとともに，運営推進会議から必要な要望，助言等を聴く機会を設けているか。 ○　運営推進会議における報告等の記録を作成し，公表しているか。 ○　地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等，地域との交流に努めているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	過去１年間の運営推進会議開催回数 □回中 会議録 □回分有 利用者等 □回出席 地域住民 □回出席 地域包括支援センター □回出席 会議録の公表方法：＿＿＿
	事故発生時の対応　（基準3条の38準用） ○　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。 ○　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 ○　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。 ○　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法について，あらかじめ定めているか。 ○　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため，損害賠償保険に加入しておくか，又は賠償資力を有しているか。 ○　事故が生じた際にはその原因を解明し，再発生を防ぐための対策を講じているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	マニュアル 有・無 事故記録 有・無 重大事故 (市報告対象事故) □件中 市報告済み □件
	虐待の防止　（基準3条の38の2準用） ○　虐待の発生又はその再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じているか。 ①　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ②　虐待の防止のための指針を整備すること。 ③　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ④　措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	はい・いいえ	開催日 年　月 マニュアル 有・無
	会計の区分（基準3条の39準用） ○　事業所ごとに経理を区分するとともに，指定認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	はい・いいえ	事業別決算 有・無
	記録の整備　（基準107条） ○　従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 ○　利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し，その完結の日から５年間保存しているか。 ※提供に関する記録 ①　認知症対応型共同生活介護計画 ②　提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③　身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	はい・いいえ はい・いいえ	左記①から⑦の５年分の記録 有・無

	④　利用者の不正利用等に係る市町村への通知に係る記録 ⑤　苦情の内容等の記録 ⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦　運営推進会議における報告等の記録		

※「基準」とは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１８年厚生労働省省令第３４号）を指します。